

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
告 示	
○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の全部改正（法制文書課）	5
○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定.....（商業経済交流課）	6
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正.....（農政課）	6
○家畜伝染病検査の命令（2件）.....（畜産振興課）	6
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	6
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）.....（農業施設管理課）	7
○農業委員会が行う交換分合計画の認可.....（農業施設管理課）	7
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	9
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	9
○道路の供用の開始.....（道路課）	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	10
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	11
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	12
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	12
告 示	

北海道告示第752号

平成6年北海道告示第1480号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の全部を次のように改正する。

平成20年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第53条の規定により、次のとおり法人を定める。

北海道住宅供給公社

北海道土地開発公社

財団法人北海道農業開発公社（昭和45年6月1日に財団法人北海道農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道体育文化協会（昭和47年8月1日に財団法人北海道体育文化協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道水産加工振興基金協会（昭和47年10月5日に財団法人北海道水産加工振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道産炭地域振興センター（昭和47年11月6日に社団法人北海道産炭地域振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道軽種馬振興公社（昭和51年6月21日に社団法人北海道軽種馬振興公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道地域活動振興協会（昭和53年6月1日に財団法人北海道ボランティア振興協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道中小企業総合支援センター（昭和54年8月24日に財団法人北海道中小企業振興公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道高齢者問題研究協会（昭和59年4月5日に財団法人北海道高齢者問題研究協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道森林整備公社（昭和60年9月20日に財団法人北海道森林整備公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道住宅管理公社（昭和63年6月4日に財団法人北海道住宅管理公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人道民活動振興センター（平成3年7月31日に財団法人道民活動振興センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道建設技術センター（平成5年5月12日に財団法人北海道建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（平成6年6月1日に財団法人新千歳空港周辺環境整備財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道環境財団（平成 9 年 4 月 1 日に財団法人北海道環境財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成 9 年 6 月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。）

北海道告示第753号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第 1 項の規定により、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定した。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

第一種大規模小売店舗立地法特例区域

1 特例区域の名称

小樽市稲穂 1 丁目 4 番南地区

2 特例区域の位置及び範囲

小樽市稲穂 1 丁目 4 番 1 号（次の図に示す部分）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道経済部商工局商業経済交流課及び北海道後志支庁小樽商工労働事務所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第754号

平成 4 年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第 2 項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正し、平成20年12月 9 日から施行する。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

江別場外発売所の項の次に次の 1 事項を加える。

石狩場外発売所 石狩市新港南 2 丁目729番 3

北海道告示第755号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 見 市 平成21年 1 月26日から 3 月 6 日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第756号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 見 市 平成21年 1 月19日から 3 月 6 日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年11月21日、石狩高富土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、栗山町南学田地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年12月 9 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、栗山町南学田北部地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年12月 9 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、枝幸町農業委員会が定めた風烈布川北地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 函館市木直町430・438の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、439
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 函館市浜町146の3・147（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字神山72の1・74の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第762号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市北陽12の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市住初6の1・8の1・福住14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字豊坂60の1・61の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字厚賀町218の18（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町浜中東104地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 登別市幸町4丁目21の3・幸町6丁目34の2・富浦町2丁目30の2・富浦町3丁目13の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 潮害の防備 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）	る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため 3(1) 解除予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町・積丹郡積丹町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 4(1) 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 5(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市字明治182（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第764号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成20年12月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字尾白内1186の1・1269の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 砂防設備用地とするため 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡清水町字美蔓1001の2（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第766号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成20年12月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 公衆の保健 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第765号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成20年12月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市・芦別市・虻田郡喜茂別町・日高郡新ひだか町（以上2市2町国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限	北海道告示第767号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 恵庭市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
平取町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 枝幸音威子府線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町下幌別4380番23地先（河川敷地）から 枝幸郡枝幸町歌登パンケナイ6901番地先まで	平成20.12.10
道道 幕別帯広茅室線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町札内青葉町311番64地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで	平成20.12.10 午前10時

北海道告示第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年12月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通）

(3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成25年3月31日まで (4) 事業地 収用の部分 変更なし 2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・8号北8条通） (3) 事業施行期間 平成16年5月28日から平成24年3月31日まで (4) 事業地 収用の部分 変更なし 3(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成25年3月31日まで (4) 事業地 収用の部分 変更なし 4(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・71号横新道） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成24年3月31日まで (4) 事業地 収用の部分 変更なし	同 常呂支店 同 南大通支店 同 訓子府支店 同 津別支店 同 置戸支店 同 美幌支店 同 帯広支店 同 南支店 同 しらかば支店 同 釧路支店
北海道告示第770号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成21年1月5日から施行する。 平成20年12月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項北見信用金庫の事項を次のように改める。 北見信用金庫 昭和40. 8. 21 北見信用金庫本店 同 本店北見市役所派出所 同 留辺蘂支店 同 温根湯支店 同 相内支店 同 西支店 同 東支店 同 三輪支店 同 ことぶき支店 同 卸町支店 同 北光支店 同 端野支店 同 若葉支店	
道教育庁石狩教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第75号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年12月5日 北海道教育庁石狩教育局長 宮 内 敏 文 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 224台 （普通科高等学校5校及び肢体不自由特別支援学校2校） (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 27台 （視覚障害特別支援学校1校及び知的障害特別支援学校2校） 2 落札を決定した日 (1) 平成20年11月17日 (2) 平成20年11月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 NECリース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 (2)ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 4 落札金額（1月当たりの単価） (1) 583,464円 (2) 112,875円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	

6 一般競争入札の公告 平成20年10月 7 日付け北海道教育庁石狩教育局告示第39号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	2 落札を決定した日 平成20年11月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 (2) 住 所 大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番18号 4 落札金額（1 月当たりの単価） 27,342円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成20年 9 月30日付け北海道教育庁後志教育局告示第16号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
道教育庁後志教育局告示	
北海道教育庁後志教育局告示第19号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年12月 5 日 北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（22台分）一式（1 月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成20年11月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 (2) 住 所 大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番18号 4 落札金額（1 月当たりの単価） 69,258円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成20年 9 月30日付け北海道教育庁後志教育局告示第15号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	
道教育庁網走教育局告示	
	北海道教育庁網走教育局告示第21号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年12月 5 日 北海道教育庁網走教育局長 高 村 満 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 73台（1 月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成20年11月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 N T T ファイナンス株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 1 号 4 落札金額（1 月当たりの単価） 203,490円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成20年10月24日付け北海道教育庁網走教育局告示第20号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目
-

正 誤

○平成20年11月28日（第2031号）

北海道公安委員会規則第8号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
32	左	10
誤	<u>一般社団法人等</u>	
正	<u>一般社団法人</u>	

